

平成29年度 第10回 教育委員会議事録

1 開催日及び場所

平成30年3月23日（金） 午後2時から午後3時

山県市役所3階 301会議室

2 議事日程

日程第1 第8回、第9回議事録の承認

日程第2 議事録署名者の指名

日程第3 教育長の報告

日程第4 議第26号 平成30年度山県市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免について

日程第5 議第27号 山県市通級による指導実施要綱を廃止する要綱について

日程第6 議第28号 山県市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱について

日程第7 議第29号 山県市放課後子ども教室推進事業実施要綱について

日程第8 議第30号 山県市立学校非常勤講師設置要綱の一部を改正する要綱について

日程第9 議第31号 山県市特別支援教育連携協議会設置要綱の一部を改正する要綱について

日程第10 議第32号 山県市公民館職員の任命及び任期に関する内規を廃止する内規について

日程第11 議第33号 山県市公民館職員の任命及び任期に関する要綱について

日程第12 その他

3 出席者

教育長 伊藤 正夫

委 員 川田 八重子

委 員 江崎 由里香

委 員 大野 良輔

事務局 学校教育課長 鬼頭 立城

生涯学習課長 梅田 義孝

学校教育課 恩田 拓充 衣笠 みつ美

4 欠席者

教育長職務代理者 藤岡 功

事務局 公民館長 堀 邦利

5 会議次第

(午後2時開会)

学校教育課長 本日、藤岡委員より会議を欠席する旨のご連絡をいただいております。

それでは、ただ今より、平成29年度第10回教育委員会を開催いたします。

本日の会議は、藤岡職務代理者が不在のため、事務局が議事の進行を務めさせていただきますが、皆様よろしいでしょうか

(「異議なし」の声あり)

学校教育課長 それでは、日程第1、第8回及び第9回議事録の承認について、事務局に説明を求めます。

事務局(恩田) 日程第1、第8回及び第9回議事録の承認について。

委員の皆様には、前もって議事録を送付させていただいておりますので、要点のみ説明させていただきます。

資料ナンバー1をご覧ください。

まず、1ページからですが、平成29年度、第8回教育委員会を平成30年2月27日、火曜日、午後1時30分から午後2時55分まで、山県市役

所3階、301会議室において開催いたしました。

出席者は、教育委員4名、教育長、事務局5名でした。

会議は、前回の議事録の承認、議事録署名者の指名があり、教育長からは、市内の中学生6名が防災士の資格試験を受験し合格したことなど3点の報告がありました。

議事としまして、平成29年度一般会計補正予算の専決処分についてなど2件の専決処分を承認し、山県市立学校管理規則の一部を改正する規則についてなど2議案を審議のうえ決定いたしました。

続きまして、14ページからですが、第9回教育委員会を平成30年3月6日、火曜日、午前11時30分から午後0時まで、山県市役所3階、301会議室において開催いたしました。

出席者は、教育委員4名、教育長、事務局5名で、欠席者は、事務局の公民館長でした。

会議は、議事録署名者の指名があり、議事としまして、平成30年度教職員人事についての1議案を審議のうえ決定いたしました。

以上でございます。

学校教育課長 ただ今、事務局からの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

ご質問が無いようですので、第8回及び第9回議事録の承認について、承認します。

学校教育課長 続きまして、日程第2、議事録署名者の指名について、今回は、江崎委員を指名させていただきますが、よろしいでしょうか。

江崎委員 はい。

学校教育課長 よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第3、教育長の報告について、伊藤教育長に報告を求めます。

教育長 お礼と報告ということで、まず本日の小学校の卒業式にご出席いただきありがとうございました。ご感想などがあれば、また、お聞かせいただきたいと思います。

1点目ですが、先週の土曜日に旧伊自良湖荘のリニューアルオープニング

セレモニーがありまして、公募した中から新しい通称名を伊自良中学校の生徒の投票で決定して披露するということがありましたが、投票の結果「ラブレイク」という通称名に決定しました。実はこの通称名を応募したのが伊自良中学校の３年生の生徒で、発表の時にはその子の周りで歓声があがっていました。それでせっかく新しくなった地元の施設ですので、伊自良中学校と伊自良北小学校の子供たちもイベントに参加して、伊自良中学校の子供たちは合唱を、伊自良北小学校の子供たちは十六拍子を披露しました。中学校の卒業式後だったので３年生は自主参加だったのですが、ほとんどの子が参加して、とてもよい合唱を披露しました。伊自良北小学校はＰＴＡの方も参加して十六拍子にあわせての竜の踊りもあり、セレモニーを盛り上げてもらいました。

２点目は、先日市議会が閉会しました。一般質問では、新しい学習指導要領に向けての方針などについての質問がありましたが、方針としては、一人一人ではなく学校全体で考えていく、市全体で取り組んでいくことを大事にしていきたいとお答えしました。それと授業改善についての質問がありましたが、一部で進めてきた大学との連携などについて、学校は年度が変わるとまたゼロからスタートするようなどころがあるのですが、そうではなく、今までの成果を元にして、さらに進めて変えていくようにし、授業改善についても同じようにしていきたいとお答えしました。

最後、３点目は、お手元に「ぎふの教育」という冊子をお配りしましたが、これは岐阜地区の各先生方に配られるもので、岐阜教育事務所が発行しているのですが、今回は、１ページ目に高富中学校生物部のことが紹介されており、２ページ目には山県市の学校スリム化のこと、４ページ目には山県市の授業改善支援プロジェクトのことが載っております。全６ページのうち約半分が山県市の関係ということで、珍しいことなので参考にお配りいたしました。

以上でございます。

学校教育課長 ただ今の教育長の報告について、ご質問等がございましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、ご質問が無いようですので、次にまいります。

日程第４、議第２６号、平成３０年度山県市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免についてを議題とします。

この議案は人事案件のため、山県市教育委員会会議規則第１３条の規定に基づき、秘密会として審議することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

学校教育課長 異議なしと認めまして、本議案の審議は秘密会とします。
議場を閉鎖してください。

（議場の閉鎖）

学校教育課長 事務局に説明を求めます。

（非公開案件）

学校教育課長 異議なしと認めまして、平成３０年度山県市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免について、決定します。

これをもちまして秘密会を解きます。議場の閉鎖を解除してください。

（議場閉鎖の解除）

学校教育課長 続きまして、日程第５、議第２７号、山県市通級による指導実施要綱を廃止する要綱について及び日程第６、議第２８号、山県市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱についてを関連性がございますので、一括議題とします。

事務局に説明を求めます。

事務局（恩田） それでは関連がありますので、まず２つの議案の方を読み上げてから、内容のご説明をしたいと思います。最初に資料ナンバー３をご覧ください。

議第２７号、山県市通級による指導実施要綱を廃止する要綱について。

山県市通級による指導実施要綱を廃止する要綱を別紙のとおり定めるものとする。

平成３０年３月２３日提出、山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

続きまして、資料ナンバー４をご覧ください。

議第２８号、山県市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱について。

山県市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱を別紙のとおり定めるものとする。

のとする。

平成30年3月23日提出、山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

平成30年度より、通級指導教室において、巡回による教室が必要と認められた場合、本務校に加えて巡回校を設置することができるようになります。また、一人一人の教育的ニーズに応じた適切で継続的な教育の実践のため、中学校も通級指導教室に入級できるようにする必要性も生じました。このことにより現行の山県市通級による指導実施要綱の改正が必要となりましたが、設置及び運営についての規定を整備する必要があるなど改正する部分が大きいため、一部改正ではなく、現行要綱を廃止し、新たに山県市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱を制定することで対応することといたしました。以上でございます。

学校教育課長 ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

教育長 今まで通級指導教室というのは、先生のいる学校に教室が開設され、そこへ子供たちが通ってくるということでして、今、市内では高富小学校に先生が1人いて、教室が1つあります。伊自良や美山の子供たちも、そこへ親の送迎で通うことになっています。それがこのほど国や県の要綱が変わりまして、先生の方が移動してもよいことになりました。そこで高富小学校に加え、週の内何日かは先生が移動して美山小学校にも教室を開設することができますので、例えばいわ桜小学校の子供がわざわざ高富小学校まで通わなくてもすむようになりますが、そのためには現行の要綱を変えなければなりませんので、改正するものです。また、中学生も対応できるようにします。

学校教育課長 ご意見等よろしいでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、お諮りいたします。

議第27号、山県市通級による指導実施要綱を廃止する要綱について及び議第28号、山県市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱について、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

学校教育課長 異議なしと認めまして、山県市通級による指導実施要綱を廃止する要綱について及び山県市通級指導教室の設置及び運営に関する要綱について、決定

いたします。

続きまして、日程第7、議第29号、山口市放課後子ども教室推進事業実施要綱についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

事務局（恩田） それでは、資料ナンバー5をご覧ください。

議第29号、山口市放課後子ども教室推進事業実施要綱について。

山口市放課後子ども教室推進事業実施要綱を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年3月23日提出、山口市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

国が策定しました、放課後子ども総合プラン及び次世代育成支援対策推進法の行動計画策定指針により策定しました、山口市放課後子ども総合プラン行動計画に基づき、放課後の安心・安全な居場所づくりと地域住民等の参画を得て学習支援等、多様な体験活動の取組みを行なうことにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する、山口市放課後子ども教室事業の実施について、必要な事項を整備するため新たに要綱を制定するものです。以上でございます。

教育長 先日の新聞記事にもありましたが、現在伊自良南小学校で試行していますかたちで、来年度放課後子ども教室事業を実施したいと思っています。つまり、それぞれが赤ペンで答え合わせをし、自宅で1人になったときを想定して、どうしても分からない問題だけ学習アドバイザーに教えてもらうというかたちです。勉強を教えるのではなく、学習習慣を身につけさせることを目的に行います。そのための要綱です。

学校教育課長 ただ今の事務局の説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

川田委員 通常、学校での活動には、日本スポーツ振興センターの保険が適用されると思いますが、この放課後子ども教室も対象となるのですか。

生涯学習課長 この事業として、別の保険に加入いたします。

教育長 学校の教育活動ではないので、別の保険で対応ということになるかと思っています。

大野委員 要綱を読みますとこの事業は学習支援だけではないということによろ

しいですか。

教育長 来年度から各小学校で行おうとしていることは、学習支援になります。ただし、今、学校で例えばPTA総会などがあった時、子供たちが家に帰っても誰もいないので、総会などが終わるまで、山県市子ども文化クラブの方に来ていただいて、図書室などで昔の遊びなどを教えていただく活動も行っています。今回は、このような体験交流活動も含めて要綱を整備することになります。

学校教育課長 ほかにご意見などございませんでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、お諮りいたします。

議第29号、山県市放課後子ども教室推進事業実施要綱について、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

学校教育課長 異議なしと認めまして、山県市放課後子ども教室推進事業実施要綱について、決定します。

続きまして、日程第8、議第30号、山県市立学校非常勤講師設置要綱の一部を改正する要綱についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

事務局(恩田) それでは、資料ナンバー6をご覧ください。

議第30号、山県市立学校非常勤講師設置要綱の一部を改正する要綱について。

山県市立学校非常勤講師設置要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年3月23日提出、山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

この要綱には、学校の非常勤講師としての教育相談員と学習支援員に関する規定がありまして、このうち学習支援員につきましては、来年度から小学校において外国語科及び外国語活動における学習支援を行っていただくJTE学習支援員を新たに設置しますので、学習支援員の職務にこのことを加える改正を行うものです。以上でございます。

学校教育課長 ただ今の事務局からの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

学校教育課長 よろしいでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、お諮りいたします。

議第30号、山県市立学校非常勤講師設置要綱の一部を改正する要綱について、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

学校教育課長 異議なしと認めまして、山県市立学校非常勤講師設置要綱の一部を改正する要綱について、決定します。

続きまして、日程第9、議第31号、山県市特別支援教育連携協議会設置要綱の一部を改正する要綱についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

事務局（恩田） 資料ナンバー7をご覧ください。

議第31号、山県市特別支援教育連携協議会設置要綱の一部を改正する要綱について。

山県市特別支援教育連携協議会設置要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年3月23日提出、山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

来年度、市の機構改革がございまして、児童福祉に関する分掌事務が現在の福祉課から新設される子育て支援課に移行されます。このため山県市特別支援教育連携協議会の委員に委嘱する者を福祉課を代表する者から、子育て支援課を代表する者に変更する改正を行うものです。以上でございます。

学校教育課長 ただ今の事務局からの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願いします。

大野委員 子育て支援課というのは、特別支援教育に特化している課ということですか。

教育長 子育て支援課は児童福祉に関する全般を担当する課になります。教育委員会が所管する特別支援教育連携協議会のメンバーについて、今まで児童福祉を担当しておりました福祉課にお願いしていましたが、これからは子育て支援課が児童福祉を担当しますので、そちらの方をお願いするということです。

学校教育課長 ほかにご意見などございませんでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、お諮りいたします。

議第31号、山県市特別支援教育連携協議会設置要綱の一部を改正する要綱について、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

学校教育課長 異議なしと認めまして、山県市特別支援教育連携協議会設置要綱の一部を改正する要綱について、決定します。

続きまして、日程第10、議第32号、山県市公民館職員の任命及び任期に関する内規を廃止する内規について及び日程第11、議第33号、山県市公民館職員の任命及び任期に関する要綱についてを関連性がございますので、一括議題とします。

事務局に説明を求めます。

事務局（恩田） それでは、まず資料ナンバー8をご覧ください。

議第32号、山県市公民館職員の任命及び任期に関する内規を廃止する内規について。

山県市公民館職員の任命及び任期に関する内規を廃止する内規を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年3月23日提出、山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

続きまして、関連がございますので議案のみ先に読み上げさせていただきますが、資料ナンバー9をご覧ください。

議第33号、山県市公民館職員の任命及び任期に関する要綱について。

山県市公民館職員の任命及び任期に関する要綱を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年3月23日提出、山県市教育委員会、教育長、伊藤正夫。

公民館職員の任命及び任期に関しまして、現在内規により規定しておりますが、例えば解任などについて細かな規定がありませんので、山県市教育委員会嘱託員の設置等に関する規則を準用するかたちで規定する改正を行おうとしましたが、そもそも内規というものが文書規程にないため、改正の代わりに内規を廃止し、新たに要綱を制定することで、公民館職員の任命及び任期に関して、山県市教育委員会嘱託員の設置等に関する規則を準用する規定を加えたものにするものです。以上でございます。

